

法人税関係

決算賞与を支給する場合の留意点

1 はじめに

3月決算法人の年度末を迎えて従業員に対して決算賞与を支給する法人もあるであろう。この決算賞与の支給の有無の決議が年度末ギリギリになってしまい未払いとなることも実務上多い。これらを踏まえて決算賞与の損金算入時期について留意すべき点を考察する。

2 使用人賞与の損金算入時期

使用人賞与の損金算入時期については次のように規定している(法令72の3)。

(1) 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与(使用人にその支給額の通知がされているもので、かつ、当該支給予定日又は当該通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理をしているものに限る。)

当該支給予定日又は当該通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

(2) 次のイからロに掲げる要件の全てを満たす賞与

使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

イ その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。なお、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとして

いる場合のその支給額の通知は、ここでいう支給額の通知には該当しない(法基通9-2-43)。

ロ イの通知をした金額を当該通知をした全ての使用人に対し当該通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から一月以内に支払っていること。
ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

(3) (1)及び(2)以外の賞与

当該賞与が支払われた日の属する事業年度

決算賞与は多くの場合、労働協約等に支給予定日の記載がないため、上記(2)か(3)の取扱いとなる。事業年度末において各人ごとに支給金額等を通知して損金経理をし、翌事業年度開始から1カ月以内に支給することを要件として上記(2)の通知日の属する事業年度に損金算入することができることとなる。この要件を具備できなければ上記(3)の支給日に、つまり翌事業年度に損金算入することになる。

3 留意点

決算賞与を事業年度内で支給すればその事業年度で損金算入することになる。ただ、資金繰り等の問題により、事業年度内で支給できない場合も考えられる。その場合は上記2(2)の取扱いができるように事業年度末で

は各人への支給額の通知を行い、翌事業年度で支払うということも実務上多い。

賞与の支給については、多くの場合、就業規則に定められている。就業規則の賞与の条項では、賞与の支給対象者を支給日に在籍している者に限定しているものが多い。つまり、事業年度末までは勤務していても、賞与支給時には退職して在籍していない者に対しては支給しないということになる。この場合、上記2(2)の要件を具備しているとはいえ、未払の決算賞与は通知日の損金算入が認められず、翌事業年度に損金算入することになる。仮に、事業年度末の通知日から翌事業年度の支給日まで実際に退職者がいなかったとしても、未払いの決算賞与の損金算入は認められない。決算賞与が未払いとなる場合には、税法の規定のみならず、就業規則の賞与の条項を確認する必要がある。

4 おわりに

通知日の損金とするためには、決算賞与の場合は退職者に対しても支給するとする就業規則の改訂や決算賞与の通知書に「この決算賞与については就業規則の規定を適用しない」などと記載しておくなどの対応が必要であろう。

右山研究グループ
税理士 樋之口毅